

置き配バック (OKIPPA) への配達に関するご留意事項

OKIPPA への配達に当たっては、次の事項を十分お読みの上、ご利用いただきますようお願いいたします。

- 1 受取人あての郵便物等について、受取人がご不在等の場合は、次のとおり OKIPPA に郵便物等を配達等いたします。
 - (1) ゆうパック等のように、受取人の受領印が必要な郵便物等については、郵便物等を OKIPPA に収納後、当該郵便物等の配達証に、配達担当者が配達日時及び配達場所を記入し、配達の証印又は署名を行うことによって配達が完了します(受取人の受領印を要しない郵便物等については、OKIPPA に収納することによって配達が完了します。)
 - (2) OKIPPA に空きがない、郵便物等が大型のため配達できない又は OKIPPA の故障その他の理由により、OKIPPA へ郵便物等を配達できない場合は、郵便物等を配達局に持ち戻ります。
 - (3) 上記(2)により、郵便物等を配達局に持ち戻の場合は、ご不在連絡票により受取人にお知らせし、受取人のご希望される方法で再配達等します。

- 3 OKIPPA に配達を行うことができる郵便物等は、速達、配達時間帯指定郵便及び配達日指定郵便とする郵便物等を含む次の郵便物等です。
 - (1) 郵便受箱又は差入口に入らないゆうメール及び郵便物(国際通常郵便物を含みます。)
 - (2) ゆうパック(国際小包郵便物を含みます。)
 - (3) 特定記録郵便物等(国際特定記録郵便物を含みます。)
 - (4) EMS 郵便物
 - ※ 対象外郵便物
新特急郵便、書留、セキュリティ、交付記録郵便、代金引換、保冷、生ものを内容とする郵便物等、料金・運賃又は手数料の支払を要する郵便物等、国際書留通常郵便物、受取通知又は保険付とする国際郵便物、税付郵便物、収納できない大きさのもの

- 4 その他
 - (1) OKIPPA に郵便物等を配達した後、万一当該郵便物等の亡失等があった場合は、郵便局は損害賠償を行いません。
 - (2) OKIPPA に配達された郵便物等に、き損等外部に異状がある場合や不審な点等がある場合は、開封せず、すぐに配達局までご連絡願います。
 - (3) 郵便物等を安全に保管できない場合等、必要に応じて連絡させていただくことがあります。
 - (4) 指定場所配達について、変更、一時停止又は中止をご希望される場合は、実施時期まで余裕をもって、配達局へご連絡ください。
 - (5) 2019 年 1 月以降に OKIPPA への配達を希望されない場合は、配達を受持つ郵便局へ「指定場所配達に関する依頼書(中止)」を提出してください。